# 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日(木)～11月25日(水)

◎性犯罪・性暴力（インターネット上の性的な暴力を含む）、配偶者等への暴力、デートDV、痴漢、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント等は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、性別にかかわらず決して許されないものです。

◎被害を受けた方は悪くありません。ひとりで悩まず、誰かに相談しましょう。

〈相談ダイヤル〉

【性犯罪・性暴力】

#8891

内閣府

性犯罪・性暴力被害者のための

ワンストップ支援センター

#8103

警察庁

性犯罪被害者相談電話

【配偶者・交際相手からの暴力】

#8008

内閣府

DV相談ナビ

